

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第46号

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則（平成22年四日市市規則第52条）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（ <u>第3条</u> 関係） 受診対象者又はその扶養義務者から徴収する額 がん検診（集団）（略） がん検診（個別）（略） 歯周疾患検診 （略） 注1及び注2（略） <u>注3：後期高齢者医療保険加入者の自己負担金は、国民健康保険被保険者の者と同額とする。</u>	別表（ <u>第2条</u> 関係） 受診対象者又はその扶養義務者から徴収する額 がん検診（集団）（略） がん検診（個別）（略） 歯周疾患検診 （略） 注1及び注2（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（健康福祉部健康づくり課）